平成２３年度第５回御船町議会定例会（７月会議）　議事日程（第１号）

○４番（福永　啓議員）　一般質問をいたします。

竹バイオマス補助事業が中止となり、１年５カ月を過ぎました。先日質問いたしました時点では、約３億円の補助金返還に関して何ら進展は見られませんでした。町長はたびたび粛々と早期終結に向かって手続きを進めると明言していますが、それから１カ月過ぎ、約３億円の補助金返還の現状と具体的な返済計画等についてどのように進展したのかお聞きいたします。

とともに、光ファイバー事業について、導入の経緯、保守メンテナンス計画等、今後の利用方法等についてもお尋ねいたします。

個別の質問は質問席から行わせていただきます。

○町長（山本孝二君）　福永議員の質問にお答えいたします。

竹バイオマス問題に関しましては、議会をはじめ町民の皆様方に大変ご心配をおかけいたしております。心からお詫びを申し上げます。また、議員の皆様方のご理解、ご協力を得まして、国への交付金の清算をすることができ、現在会社からの補助金返還に向けて鋭意努力をしているところであります。

さて、福永議員のご質問について、補助金返還状況及び補助金返還について、会社と現在までどのような交渉を行い、どのような手段で補助金返還を求めているのか問うということでありますが、昨年２月の事業断念の通知を受け、以後、再三にわたる文書での支払い依頼、口頭での支払い依頼を続け、なかなか資金調達が進まない状況を踏まえ、会社側に対し、法令等に沿った手続きを経て、先般支払いを求める訴訟を提起、町の主張が全面的に認められる判決が出されたところであります。会社側としては、今回事業資金の調達ができず、事業中止に至ったのは会社の責任であり、交付を受けた補助金返還に向け、努力をしている旨伝えられております。

町としても、判決の結果を受け、次の行動へと進めているところであります。今後の具体的な進め方についても､随時話し合いを行いながら検討を行っているところであります。なかなか進展を見ないところでありますが、状況を真摯に受け止め、時間をかけて解決に向け努力しているところでありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

また、この竹バイオマス事業につきましては、現在、住民訴訟がなされていると聞いておりますので、この件に関しましての回答はこれくらいに控えさせていただきたいと思い

ます。

○総務課長（野口利昭君）　福永議員の光ファイバーの導入経緯と現状ということでのご質問にお答えします。

平成20年に総務省が地域情報通信振興策ということで発表した中に、地域の情報基盤の整備促進ということが言われておりました。これはいわゆる地理的に、デジタルデバイドと申しますか、その情報格差があるということを解消しようということでした。辺地、過疎地域などの条件不利地域でも、高速の情報網、光ですけれども、それを整備しましょうということであります。財政的な支援ということもこれらの中にうたわれておりましたので、我が御船町においては先ほどの説明と少しダブってきますけど、22年度、それ以外のまた交付金を利用して整備したということです。

業者の選考に関しましては、一般的な入札はそぐわないんじゃないかなということで、提案型の選考、いわゆるプロポーザル方式をとらせていただきました。選考委員会を立ち上げまして、各業者に御船町に合った提案をしていただき、委員会のほうでこれを精査しながら決定をしたという流れであります。22年の４月に入札で工事業者を決定して、５月に議会議決を経ております。23年の３月、今年の３月22日にやっと間に合って竣工をして、今検査を行ったということです。光ケーブルの総延長は214キロであります。それから先のドロップケーブルと申しますか、引き込み線については247キロメートルあるということです。当初、補助事業ということで、各地域にその財政的な問題も含めまして、説明会を夜間に行いながら広報等で何度も紹介しながら事業を進めてまいりました。加入促進に関しましては、なかなか最初進まなかったんですけれども、締め切り間近になって急速に加入が促進されて、現在の、先ほど申しました1,600世帯まで行ったということで、特別会計が何とか組めるような、一般会計に迷惑をかけない特別会計が組めるという形になったということです。総務課の電算係の２名の職員でこの約８億円の事業を行ったということで、苦情等も非常に多いと、その中で２人で一生懸命やってくれたと、手前味噌ではありますけれども、まあ頑張ってくれたと思っております。

以上です。

○４番（福永　啓議員）　まず、竹バイオマス問題のことについて、お聞きいたします。返済状況ですね。今日現在、会社から返済はありましたでしょうか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　今日現在、入ったという確認は、私のほうはしておりません。

○４番（福永　啓議員）　１カ月前に質問した際に、返済計画は検討中で、いつ検討結果を出すのかも検討中であるということでしたが、その検討の結果は出ましたでしょうか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　随時、検討というところでありまして、その状況を見ながら検討しているという状況です。

○４番（福永　啓議員）　いつまで検討されるおつもりでしょうか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　この件につきましては、先ほど町長からもありましたように、提訴しておりまして、その判決が出されたと。その後の手続きを踏んでいるというところですので、その経緯を見ながら最終的にどこまでといいますか、最終的にどういうことをやるかというのを決めていきたいと思っております。

○４番（福永　啓議員）　これはどうするべきかということは、法律において定められております。まず、地方自治法、これが第231条の３です。分担金使用料の何だらかんだらです。長は期限を指定して、これを督促しなければならないというのが、３にございます。この督促は裁判の前に督促状を出されて、返還命令を出されているわけですから、済んでいるということでよろしいですか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　督促の行為につきましては、済んでおります。

○４番（福永　啓議員）　それで、その督促に応じない場合の手続きももちろん定められております。その場合は、これは、これも地方自治法によって定められております。地方自治法の、その債権によって執行その他保全に取り立てに関し必要な措置をとらなければならないとなっております。じゃ、どのようにするのかというのは、施行令でも定められております。施行令の171条の２ですね。債権名義のある債権については強制執行の手続きをとることというふうに定められております。ですから、手段はもうあとは督促に応じず、応じなかったわけですから、次の段階としては強制執行ということが法律に定められているわけなのですが、いつまでにこの手続きをとられるおつもりでしょうか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　今、この件につきましても、現在進めている作業の中で決定していきたいと思っております。

○４番（福永　啓議員）　これは、手段につきましては、法律にのっとって進める、進めなければなりませんので、強制執行はしなければならないわけなんですが、その、いつまで、先ほど、お聞きしたいのは、目安がなければ来年なのか明日なのか、これはいつでもできるわけですので、その目安をお聞きしています。ぜひ目安を教えてください。

○企画財政課長（竹下紀一君）　その目安と言われる部分ですけども、そちらについて、現在、流れの中で検討をしていきたいと思っているということです。

○４番（福永　啓議員）　補助金の申請時には、規則に従ってやりますと約束して申請がなされております。町民に対してはこのような法律、規則に沿って徴収して、会社に対してはこのような柔軟な態度というのは、行政のとる態度では、私はないと思っております。町長ご自身も、粛々と進めているとおっしゃっておりますので、法律にのっとって、やはりここは粛々と進めなければいけない。これは町長を支持される方も同じ意見ではないかと思うんですね。ですから、いつまでにこの法律にのっとった、もう次は強制執行をしなければいけないと法律で決まっているわけですから、その時期をお聞きしているんですね。時期の大体の、せめてここまでに返さなければ強制執行をしますよという、半年とか３カ月後ですとか、そういう大まかな時期で結構ですから、それもまだ検討していらっしゃらないということですか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　先ほどから述べておりますように、私たち裁判所に訴えまして､その経緯を見て､顧問弁護士と相談しながら進めているというところでありますので、その経緯を見ながら進めるということですので、今、いつという計画を言えと言われましても、今のところ述べるわけにはいきません。

○４番（福永　啓議員）　ちょっと、水掛け論になってしまって大変残念なんですが、あと１回お聞きします。そしたら今具体的な返済計画ですとかいうのはないとことでよろしいですかね。

○企画財政課長（竹下紀一君）　期日を追った返済計画は立てておりません。

○４番（福永　啓議員）　わかりました。

町長にお聞きしたいんですけど、先月の質問の中で、議会で、「福永議員は知っているかもしれませんが、会社から資金調達に関して妨害行動があるので、言っておいてくれとも言われている」と答弁の中でおっしゃっております。先日、竹資源開発の役員別役氏らが全員協議会に来ました。そのときに言われた言い分、それが妨害、それが先月言われたことなのでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

このことは、会社側から言われたからつないだということです。この前の全員協議会でお話をされましたけど、それは私の知る範囲ではありません。

○４番（福永　啓議員）　その内容について、事前に聞かれていましたか。

○町長（山本孝二君）　この妨害行動があっているというのは聞いておりました。でもそれが実際的なものなのかどうなのか、それはよくわかりません。

以上です。

○４番（福永　啓議員）　その別役氏の言い分や仁田脇氏の言い分は確認されましたか、事前に。

○町長（山本孝二君）　先ほどからお答えしてますとおり、そういう話を聞いたということです。この前の全員協議会で議員の皆さんに説明をしたいということだけ聞いております。

○４番（福永　啓議員）　では、その内容については聞いたけど確認はしていないということでよろしいですか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

この竹バイオマスタウン事業ですね、前の栗原議員のときからそうなんですけれども、人が言ったというのはどこまでが真実でどこまでがどうなのかわかりません。ですから、私は常日頃から話は半分聞くようにしています。確証がないとわかりませんので。ですからそういう中で、そういう行動が起きていると。ちょっと信じられないようなことですので、それも今も果たしてどこまでが本当なのかよくわかりません。

○４番（福永　啓議員）　おっしゃるとおりだと思うんですね。だから、私が申し上げたいのは、事前に聞いた話で、確認をとらなければならないということなんです。別役氏が主張されましたことの中には、安易に確認できることが幾つもございました。妨害行動について何ですが、別役氏らが全員協議会の中で主張された内容なんですが、去年の６月21日、藤村元議員それと私が宮崎まで行って、仁田脇氏の言われるオーナーなる人物、出資元であるオーナーなる人物に会って、そして、別役氏らは詐欺師集団だから融資をしてくれるなということを言いに行ったと、談判しに行ったということを、それで証拠もつかんでいるということをおっしゃいました。その６月21日なのですが、昨年の６月21日、これは、議会事務局長もご存じのとおり、100条委員会が開かれております。したがって、藤村議員もそれに参加されております。その日に宮崎に行けるはずもございません。そのように、安易に確認できる事実に関しても確認せず、議会の全員協議会という公式の場で、今回の竹バイオマス問題の原因企業であり、町として訴えた相手方でもある御船竹資源開発の役員たちに誹謗中傷とも思える内容を許したこと、これは大変憤りすら覚える内容でした。

それについてなんですが、内容について何かほかに確認されたことはありますか。

○町長（山本孝二君）　少し勘違いをされているんじゃないですか。会社側がそう言っているんですね。私がそれを聞くのは聞くけれども、そういうことがあっていると聞いただけで、それを確認なんかできないじゃないですか。そして、それは、会社側が、福永議員たちに言われたことであって、私には関係ないわけですよ。

以上です。

○４番（福永　啓議員）　そういう、私が言ったのは、町長が言ったという意味ではございません。今までの竹バイオマスに関する発言もそうなのですが、いつも町長がおっしゃることは、会社なり、そういうところから聞いたことをそのまま伝えたということをよくおっしゃっています。今回もそうなんですね。ですから、さっき最初にご質問いたしましたが、聞いたと、そして、それについて審議はどう、内容についてよくわからないけど、会社側がそういうことについて言いたいというので、同席して説明をさせられたわけですよね。そういうふうに、一つ一つのことに関して安易に確認できることは、やはり聞いただけではなくて、これは確認した上で、こういう公式の場に連れてくるわけですから、やらなければならないと、私はそのように思います。ですから、それがやはり一つ一つの原因だと思うのですね。さっき言われたように、何か発言の内容が、言ったこと、これは話半分で聞かれると、これは大変いいことだと思います。ですから、全部すべて確認するというのは不可能ですが、確認できることが、電話１本で確認できることも多々あります。そういうことを事前に確認する。そして公的な場で発言していただく。町長の言葉は重いですので、ぜひそうしなければならないと私は思っております。

それで、その内容については、とてもとても、ここで公的な場で言えるようなことではないことを皆さん主張されておりました。事実ではないことですね。が、容易に証明できることを言われておりました。

ここで再びお聞きしたいんですが、先ほどの話に戻りますが、法律に、会社に対してしなければならない、次は強制執行をしなければならないと書いています。何がそこまで、その計画、何月何日までやるという計画、それを引き延ばされている原因なのでしょうか。

○町長（山本孝二君）　ちょっと言葉が聞こえなかったんですけど、何がと、その前に何と言われましたか。

○４番（福永　啓議員）　どのような理由で、主としてどのような理由でここまで計画、何月

何日まで返すとか、そういう計画が引き延ばされて、本来だったらもう何月何日までにやりますと、そういう計画を立ててなくてはいけないと思うのですが、なぜここまで長引いて、その計画をつくることすら長引いているのでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

福永議員が一番、この計画の主人公と思いますけれども、私ですね、まだ訴状は来ていませんけど、新聞とかテレビで見ると、私は訴えられているんですよ。でしょう。訴えられているでしょう。訴えましたでしょう。訴えているでしょうと、はい、ちょっと質問です。

○４番（福永　啓議員）　あれは、住民訴訟と手続きです。住民訴訟という手続きは、自己が訴えるものではなく､住民として訴えるものです｡これは法律でそう定められております。そして、あと１つ言えることは、まず、これは、私たちは民事訴訟の、基本的に民事になるんですが、町の監査委員会が出した決定に勧告に従ってくださいという内容ですので、個人的に何ら根拠なく訴えているのではないんですね。町の機関が出した期間に従ってくださいと言っているところです。そして、その原告となる人たちは、すべて自らの利益のためにはやっておりません。何ら自分たちにお金が返ってくるものではありませんので、原告と被告の関係というのは一般的民事訴訟とは全く違うということになります。

ですから、そういう簡単に訴えている訴えてないと言われましても、そういう形ではありません。

○町長（山本孝二君）　この一連の流れ､栗原議員からずっと質問をされていましたけれども、栗原議員のブログの中に、と仲間たちというのがありますけれど、御船太郎さんとおられます。私は福永議員が御船太郎だと思います。いかがですか。

○４番（福永　啓議員）　そういうことに関しては､お答えする立場にはないと思っています。

○町長（山本孝二君）　私は、想定ですけれども、言葉のはしり、内容、福永議員そのものと思います。すべてを知っているじゃないですか。原告の主役はあなたです。違いますか。

○４番（福永　啓議員）　これは、今のは反問権の範囲を逸脱していると思いますが。町長はこういうやり取りはやめさせていただけませんでしょうか。

○町長（山本孝二君）　この公の場で、これまでの流れをずっと見てきて、一番肝心な部分ではないでしょうか。いいですか。いいですか。町民、住民の皆さんは２億9,279万3,000円、議会で承認を得て支出した金、国との関係をまずもって正しくするということで、ご理解

をいただいて、そしてそれを承認を得て返しました。次は、会社側から入れていただく、でしょう。ですから、入れていただくように粛々と努力をしているわけですよ。先ほどあったような法手続き、あります。しかし、法手続きをしてするよりも、会社側が入れると言われていますので、そちらのほうで入れてもらったほうが一番いいと。なぜか、私に２億9,279万3,000円払えと言われているんですよ。私の立場を考えてください。会社から入れてもらうのが一番いい方法でしょう。私を破産宣告に追い込むわけですか。片一方では妨害行動をしているという話があるし、片一方では入れろと言うし、いったい何ですか。あなたでしょう、主役は、はっきりしてください。

○４番（福永　啓議員）　私は今、町長の発言がよく理解できないのですが、まず、私の質問にお答えしてからそういう発言をしていただきたいと思います。主役ですとか、何ですとか、まず私が今日お話を、ご質問したのは、とにかく、法律にのっとって粛々と進めてくださいということが１点です。それと会社、これは、さっき言ったように妨害工作をしているということは、町長も先月も指摘されました。そして、それの根拠というのは全くないんです。しかもそれは簡単に確認ができることです。それをせずに会社と一緒になって、そういう言い訳をしてこられると。監査請求の中でも指摘されておりましたが、これこそ、会社と表裏一体、一心同体と思われる証拠ではないでしょうか。ぜひ、ここで私も、とにかくこの問題というのはいつまでも長引かせることはできないと思っております。

まず、町長にやっていただきたいことは、最初にこの会社と縁を切るということです。これが、皆さんが望んでいらっしゃることです。私のみではありません。どういう立場の方も、共通だと思います。そのためにも、まずこの会社との関係を清算する。さっき言われた、私はさっき住民訴訟についてご説明いたしました。これは、住民訴訟というのは、町長である山本孝二氏に対して、山本孝二氏個人に請求してくださいという訴訟であります。それは、住民訴訟の監査結果を受けてのことであります。町の期間が出した結果です。それを履行してくださいと言っていることなんです。それに対して、どのように責められるところがあるのでしょうか。同じ町の機関ですからね。本当に、ぜひ議長、お願いしたいのですが、議論に、今のような議論に、質問に対してぜひお答えいただくように、町長に対してもおっしゃっていただきたいと思います。質問を進めさせていただきます。さっきの繰り返しですね。

まず、このように会社に対して、町民に対する対応と違った態度をとり続ける。そして

いつまで強制執行するという日にちもまだ決められない、この理由は、何ですか。

○町長（山本孝二君）　わかってないですね、あなたはですね。議員は、先ほどから言っているじゃないですか。根本が、いいですか、町は、国との関係でお金を返さなければ利息が付いて、それ以上に来ると。いいことではないけれども、そのときそう判断して返したわけですよ。だから、私は会社からいただかんといかんわけですよ。じゃ、私がもらわなくて、会社を差し押さえした、そして住民訴訟で私が負けた。私１人約３億円払って、しゃんしゃんですか、でしょう。この民事訴訟の意味はそういう意味ではないんですか。そういうところを私は言っているわけですよ。だから、粛々というのは、粛々と入れてもらうように努力しているわけですよ。それをいつまでする、どうするって、だから、こちらがしっかりどうやっていくのか検討してやっている最中だということを言っているわけですよ。今回は民事訴訟で、福永議員も入っておられる中で、今回の一般質問はどうしましょうかと、やらないほうがいいんじゃないですかと言われても、しゃんもじやると言われたじゃないですか。だから、こういう話になるわけですよ。自分できっかけをつくったわけでしょう。もう、これ以上答えません。

以上です。

○４番（福永　啓議員）　大変、一方的に議論を打ち切られるような形で、私としては非常に不本意であります。それと理解が違っているところが多々ございます。住民訴訟というのは、これは地方自治法に定められたものであります。それは、町長はそれだけ大きな責任が担保されていると、判断する場合はそれだけの大きな責任を背負った上で判断しなければいけないと、これは法律に定められている手続きなんですね、地方自治法によって。そのあたりをちょっと勘違いされているのではないかなと、何か勝手にしたと。町長職というのは大変重い。町長の言葉も大変重い。町民はそれを信用するわけです。そして、それによって投票行動も変わります。ですから、今回もそうですね。確認をしていない。そして、前々から一つ一つの、この竹バイオマス問題に関する第三セクターの融資問題もそうです。すべてにおいて、聞いた、しかし確認はしていない。その判断自体が非常に問題ではないかと私は強く思う次第です。

それでは、このまま、こういうふうに水掛け論になってもいきませんので、次の質問に移らせていただきたいと思います。光ファイバー問題ですね。これについて、移らせていただきます。

まず、光導入の経緯についてお聞きいたします。昨年度、ＡＤＳＬ導入の予算案が可決していましたが、それは光に変わった経緯は、どのような検討結果を経て変わったのでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　お答えします。

ＡＤＳＬの予算化をいたしておりました。その中で、公共投資関係の補助が取れるということで、県からここへ手を挙げてはいかがですかというお話がありました。ぜひ、この機会を逃したらもう光はなかなか御船には来ないんではないかなということでしたので、全地域参加、隅々まで一斉に光を整備するという方向で検討した結果です。

以上です。

○４番（福永　啓議員）　私もブロードバンドゼロ地帯、これは御船町としてなくす必要性があると思っております。ただ、それは何も、光である必要はないと思っているんですね。もう、光ファイバーはできてしまいましたので、今後の活用について、及び保守運営について非常に慎重な検討を課さなければならないと思うのですが、それに先立ちまして、この決定の過程ですね､それについてもやはり検証が必要かなと思っております｡ですから、このような質問をいたします。

まず、ＡＤＳＬの導入から光選択した理由です。その際に具体的にどのような検討をしたのかお聞きしたいと思います。光以外にも高速インターネットはＡＤＳＬ、無線、ケーブルテレビですとか、衛星を使った基地局をつくるですとか、いろんな方法がございました。それについて、どのような検討をして、結局光ケーブルということに至ったのでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　お答えします。

ＡＤＳＬというのは、御船校区が一応カバーしておると、木倉、高木、豊秋地区まで届きます。実は私もＡＤＳＬを使っておりましたが、非常に不具合が多いと。基地局から1.8キロぐらいの距離だったかなと思うんですけれども、そういう経験もいたしました。この交付金事業に取りかかるときに、ブロードバンドはこの光でということが条件付きでありましたので、ほかの選択肢はもうないと思ったという経緯です。

○４番（福永　啓議員）　聞き取りにくかったんですが、なぜほかの選択肢がないと思われたのでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　ブロードバンドとよく呼ばれるんですけれども、ＡＤＳＬでも普

及しようという体制でスタートしたんですけれども、ＡＤＳＬが光と比べて容量が非常に小さいと、まだまだ。やはりやっぱりこの情報格差をなくすためには全域を網羅する光であるということになっております。

○４番（福永　啓議員）　無線による高速インターネットについては、検討されましたか。

○総務課長（野口利昭君）　検討はいたしましたけれども、やはり光をということで、決定をしました。

○４番（福永　啓議員）　どのような、なぜ無線よりも光のほうが、さっきのは、ちょっとよくわからないんですが、まず、ご説明いたしますね。ＡＤＳＬなんですが、これはやり方によっては40、50、今50幾つぐらいですかね、最高が。光の半分ぐらいとデータは出ます、速度は。そういうふうになっております。そして、問題は、実はインターネットをやっていらっしゃる方はご存じだと思うんですが、10メガとか20メガという速度が出れば、これは十分なんですね。ですから、先ほど田上議員の質問にもありましたとおり、御船地区ではあまり進んでいない。インターネットの問題点というのは、そのそこまで、これは世界中に張りめぐらされておりますので、日本に来ている線が細いんですよ、これが。だから、どんなにこっちが先を大きくしても、ここまでが情報が来ないわけですから、この先をどんなに大きくしても同じであるというのが非常に大きなネックになっております。それをどうやって解決するかということの一つの策として、ここのもっと大もとのアメリカですとか、そういうところから衛星回線を持ってきてつなぐと、独自にですね。そういうこともできるわけなんです。そういう、いろんな方法論があります。そういうことに関してどれだけ検討を重ねられて光ファイバーとなったのだろうかというのが大変疑問なんですね。そのあたりの検討は、いつ、どのような形で行われたか記憶していらっしゃいますか。

○総務課長（野口利昭君）　ブロードバンド敷設に関しましては、いろいろな方法があるということで、私もあまり内容的なものとしては詳しくはないわけですけれども、補助事業を利用するときにもう光でやろうということで、ほぼ１本で行いましたので、検討というところまでは行ってないというのが状況です。

○４番（福永　啓議員）　やはり、８億円という事業ですから、これはやはりする前に、各ＡＤＳＬ、光、無線についてのメリット・デメリットについて検討しておく必要があったと思います。それでは、今回光を選択されたわけなんですが、その光のデメリット、ＡＤＳＬに対するデメリットというのはどのように考えていらっしゃいますか。

○総務課長（野口利昭君）　公設民営ということになりますので、やはり有線のランですので、やはり風水害とか自然災害というものがやっぱり考えられます。これが一番の、もし起きるとしたらデメリットではないかなと思います。

○４番（福永　啓議員）　そうなんですね、それは実はＡＤＳＬも全く一緒ですね。有線ですから、災害に強いのは有線ではなくて無線ですね。ですから、防災行政無線、これも昔の有線放送が発展的に無線としてなったものです。ですから、防災行政有線が無線になったわけなんです。ですからやはり防災に強いのは無線。ほかにＡＤＳＬに比べてデメリットというのはどのようなものを考えて想定していらっしゃいましたでしょうか。簡単でもいいです。幾つでもいいです。

○総務課長（野口利昭君）　光が敷設されて歴史がまだ浅いということで、耐久年度というのがどれくらいかということがちょっと不確定な部分があります。例えば15年とかおっしゃられる方もあるし、「いやあ20年以上もつよ」とか言われる方もありますので、この辺についてはやはり更新時期がいずれ来るので、そのときにまた費用が発生するのかなとは思っております。

○４番（福永　啓議員）　そうですね、そういうデメリットはございます。あと、一般的に言われているデメリットというのが幾つかございます。これは結構知られていないことが多いんですが、まず、通信速度、これが非常に早いということがメリットのように思われておりますが、実は場合によっては光ファイバーはＡＤＳＬより遅くなることがございます。これはどういうことかといいますと、ＡＤＳＬは１本１本違う線が家まで来ているんですね。光ファイバーの場合は１本の線でずっと通しています。ですから、それを１本の線を共用して使う形になるんです。ですから、その線が100メガとか200メガ出る線だったら、何人かで使えばそれが少しずつ減少していくということになるんですね。大抵、光ファイバーが最大１ギガビットの場合だったら、32人で使ったら31メガビットに落ちてしまいます。１ギガビットというのは今使われている中では一番大きい線だと思います。100の10倍ですね。そういうふうに、それを共用する人によっては、31メガビットまで落ちるということは、ＡＤＳＬより遅くなる可能性がある。というのも、可能性としてあるんですね。これは一般的に普通に言われていることなんです。そのほかに他の利用者の影響を受ける。これもよく言われています。結局、本線はみんなで使っているわけだから、その中ですごいいっぱいデータのやり取りをする人がいたとすれば、その人が、その線の中の許容量を

いっぱい使っちゃうわけなんですね。ですから、そういう人がいるところでは速度が遅くなったりとする現象が起きております。

それと、あとは当たり前なんですが、料金が高いということですね。ＡＤＳＬに比べ料金が高い。それと、あと１つは、これも当たり前なんですが、ＡＤＳＬのように簡単に乗り換えができないということです。

こういうふうに、一般的にいわれているデメリットもございます。今後、やはりそういうデメリットをきちっと見据えた上で保守・運営・管理に当たっていかなければならないかなと思っております。

それで、今お話をお聞きした時点では、最初から光をしたいということで、その他のワイマックスですとかイー・モバイルですとか、今は無線においても光と同等程度の速度を誇る高速無線通信がございますが、それについては、検討はしていなかったわけですよね。

○総務課長（野口利昭君）　今言われた無線的なものについては検討しておりません。

○４番（福永　啓議員）　大変残念、ぜひ検討していただければと思いました。町内の専門家、業者の方からいろいろな提案とか相談とかは受けられましたか、そういうことに関して。

○総務課長（野口利昭君）　委員会を立ち上げまして、町内の一般の方たちに入ってもらって、そこで検討していただいたということです。

○４番（福永　啓議員）　この光、ＩＰＣの交付金なのですが、最初交付金のときの申請条件ですね、これに契約件数なるものは含まれておりましたか。千何百件にするとかいう、そういう契約の条件みたいなものはありましたでしょうか。申請の際には。

○総務課長（野口利昭君）　ありました、はい。

○４番（福永　啓議員）　1,650件でしたかね、1,650件だったと思います。それで、それをもし契約の時点で下回った場合は、どうなるという条件だったのでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　下回る範囲というのが問題になってくるわけなんですけれども、大幅にということであれば、交付はなかなか難しいということだったと記憶しております。

○４番（福永　啓議員）　1,600というと４分の１ですよね。それよりも少なく申請することは可能だったのでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　３つの交付金事業ということですので、ある程度の普及率というのは示されておりますので、最低でもやはり４分の１以上ということだったと思います。

○４番（福永　啓議員）　大幅に下回ってないので、そういう補助金の交付は受けられた。そ

して返還をする必要もなかったということなんですが、今後仮にこの契約数が1,650件でしたっけ、それを大幅に何百件とか下回った場合は、補助金に関してはどのようになっていますでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　今後、下回った場合というのがよくわからないのですが、どういう。

○４番（福永　啓議員）　今が1,600、加入時は1,600そこそこで条件をクリアしていたわけなんですね。その後、１年後、２年後、３年後にそれが契約者が減になったと、1,400とかになってしまったと、そういう場合に、例えば1,600の約束で補助金をもらっているわけですから、それに対して、返さなければいけないとか、その分は返さなければいけないとか、そういう条件とかはあるんですか。

○総務課長（野口利昭君）　九州通信ネットワークさんというところと契約しておりますので、下回った場合の想定というのが、私は考えておりません。光をつなぐんだったら、そこしかうちは選択肢がないわけですから。はい。あと、ＡＤＳＬに逆に乗り換えると、そういう状況は発生するかと思うんですけれども、山間地までこの一応の基盤整備ができたということになりますので、大幅に下回って、交付金の返還とかいう状況が発生するという想定はいたしておりません。

○４番（福永　啓議員）　そういう可能性はないとおっしゃるかもしれませんが、実質上、やはり今1,600でキャンセルが出て1,500、最初は1,650の約束で、今現在が1,590幾つですか、そして、後々、やはり社会情勢が変わっていきます。先ほど私が申しましたワイマックスですとかイーモバイル、これは40メガとか高速通信で出るんですが、これは既に熊本市内は来ているわけなんですね。今後、これは鉄塔を建てる、そういう基地局をすれば、山間部にも引くことができますので、そうなった場合、代替案ができてしまってキャンセルがある場合もありますし、また別の問題もあると思います。やはり、１回光を使ってみたんだけど、あんまり変わらないなという方はやっぱり多いと思うので、料金が安いほうに切り替えると。そうしたら契約者数が増えることももちろん想定に入れなければなりませんが、当たり前に契約者が減った場合はどうするのか、そういうことも想定して、今後の対策は考えておかなければならないと思うんですが。ですから、もし契約者が減った場合、補助金の条件に違反して、補助金をその分返さなければいけないとか、そういう法的な決まりにはなっているんですか、なっていないんですか。

○総務課長（野口利昭君）　おそらく、私は補助金が返還されるような状況の減数にはならないと思っておりますけれども、補助金の返還が発生するような年数というのは、確かな記憶はございません。おそらく10年ぐらいだろうと思います。ほかの補助金を調べれば10年ぐらいだろうと思います。

それから、減る減るという想定の話をされますけれども、先ほども田上議員もおっしゃったように、これからのやはり利用の仕方、利活用の仕方、普及、お年寄りでも使えるような形を考えていくという話がありました。実にそのとおりだと思います。そういうことの努力をすることによって、加入者もまた増に導いていきたいという、それがこの補助事業をやった行政の責任と、継続的な責任だと思っております。

もう１つ、今の質問にはなかったんですけど、御船町というのは地理的な条件の中で、嘉島、益城の財政力が豊かなところと、山都、甲佐という山間部地方に向けての間にあって、過疎指定というのが平成２年だったと思うんですけれども外れました。人口が増に向いたということで。非常に、財政的に考えなくてはならないのは、山都、甲佐は過疎債という非常に有利な交付税措置がある、有利な起債を立てることができます。片や、益城、嘉島は財政力が非常に豊かであるというところで、そういう谷間に御船町は、これはもう変えようがないところですけれどもあるわけですね。ということは、補助金をいかにうまく利用するかということの中で財政というのを考えていかなければならないのかなと思います。今回、この基盤整備に関しては、水道や水、電気、これはインフラとして当たり前ですけれども、第二のインフラといわれる情報の基盤整備ということでしたので、そういう補助金を使ってやるというのは、最大のやっぱりよかった点かなと私は思っています。

○４番（福永　啓議員）　野口課長がおっしゃるのは、全くそのとおりだと思いますね。そのとおりです。私はこの情報インフラ整備というのは道路よりも重要ではないかと思っております。ただ、補助金活用のほうも全くそのとおりです。問題は、そのときの、それを有効活用していかなければならないということなのですね。それはもちろんこれから、さっき田上議員が言われましたように、必ず町としてはもうつくってしまったものですから、一つ一つ有効活用していかなければなりません。後々、私も質問の後の方でそれに対する提言もさせていただきたいと思っておりますが、それと同時に、これが町の財政負担になるようなことになってはいけないわけでなんです。ですから、そうなった場合の対処方法というのは町として考えておかなければならないということが、両方言えることだと思う

んですね。ですので、まず、さっきちょっとおっしゃった、それは心配をぬぐい取りときたいんですが、仮に契約件数が減った場合、それでも国に対してその減った分の交付金を返す必要はないわけですね。

○総務課長（野口利昭君）　仮にというのがなかなか、契約件数の幅ですよね、減となる。それが例えば今約1,600ですけれど、1,000件くらいにパッと落ちたとか、そういう極端な話だとなれば、そういうことも考えられますけれど、どちらかというと、前向きに考えた方がよろしいと。だから、減らないように、あるいは増えるような利活用を今後していかなければならないということが重要だと思いますので、そういうことが一応まだ想定はしておりません。すみません。

○４番（福永　啓議員）　またちょっと水掛け論となってきましたけれども、そのとおりなんですが、そういう減る場合、もしくは財政負担がかからないようなことも町としてはきちっと考えておかなければならないということを私は言っているわけなんです。

それで、さっき言ったみたいに極端に減ったら国に返さなければならない可能性もあるということでよろしいですかね。可能性の問題ですから、そういうことは。

○総務課長（野口利昭君）　その件については、・・・。

○４番（福永　啓議員）　はい。この光ファイバー導入のときには防災行政無線も併せて検討されていたかなと思うのですが、防災行政無線についてはどのようになりましたか。

○総務課長（野口利昭君）　防災行政無線というのは、無線ということなんですけれども、有事の際には非常に便利になるということで、何とかこれに取り組みたいというのはずっと以前から検討はして、歴代の町長もそうだったのですけれども、ただ非常に費用が高いということがありました。今で推定すると８億円から９億円ぐらいかかるんじゃないかなと。これに対しての、なかなか補助金というのが難しいということがあります。ほとんど起債で持っていかなければならない。そのあたりを起債で起こすと、あと公債比率がドンと上がっていくということもありますので、今のところ防災行政無線に取り組むというのは難しいかなと。

そういった中でこの光の事業というのができるということになりましたので、まずは、議員がおっしゃられるように、このインフラを整備すると。それも平坦地域のみならず山間の隅々までできるということでしたので、この事業に取り組んだという経緯です。

○４番（福永　啓議員）　これは、他町村の例なんですが、防災行政無線とインターネットの

ネットワーク、これを連携しているところ、連携をして実験をしているところがございます。2.4ギガヘルツ帯ですとか5ギガヘルツ帯を使って、最初にですから、ちょっと何回か申し上げますけど、検討の段階でもう少しいろんな可能性をしていただければ、もしかしたら防災行政無線とインターネットのブロードバンド、それが両立できる可能性も探られたのではないかなということが、大変残念なところではあるのですね。今後、やはりこういう最初の初期検討時代の問題点をきちっと検証していただいて、今後の保守管理、メンテナンスにつなげていってほしいと思うんです。

そして、次にお聞きしますが、今度は勧誘です、導入されました。勧誘されたときに、インターネットを接続していない家庭に対して、この光ファイバーの勧誘が行われたということはありますでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　ちょっと今、意味がわからなかったんですけど、もう１回おっしゃっていただけますか。

○４番（福永　啓議員）　加入の勧誘、インターネットの光ファイバーに加入してくださいというときに、業者のほうから来るわけなんですが、インターネットを利用していない家庭、パソコンもなかったりとか、そういう家庭に対して光の勧誘及び加入はありましたでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　この1,650というのを一応掲げておりますので、既にＡＤＳＬかＩＳＤＮかでやっておられる方ももちろんのこと、それをやっておられないところでも、当然加入促進の対象といたしておりました。

○４番（福永　啓議員）　インターネットを使わない人、使う予定がない人に対しては、これは光ファイバーはその状態では、これは無用なわけなんですよね。そういう方に対しても勧誘及び加入の促進をされていたということなんですか。

○総務課長（野口利昭君）　結局、選択は相手方がするわけで、光を自宅にドロップする上では、当然パソコンを購入してインターネット環境を整備されるだろうと思いますので、もちろん新規でされる方も同様に促進はいたしております。

○４番（福永　啓議員）　これは、私が聞いた範囲なんですが、インターネット、この光というもの自体がどういうものであるかということをあまり理解されていない方もいらっしゃっていて、光すっとにパソコンが要るとですかというようにおっしゃられた方もいます。あと１つ、大きな問題点が幾つかあったのは、「これは電話の代わりに光が来る」と勘違い

されて、電話が光になった。だから、パソコンではなくて電話があると、この光通信が使えるという、勘違いをされていらっしゃる方がいらっしゃったんですが、そのあたりの苦情とかは町のほうには来てないですかね。

○総務課長（野口利昭君）　インターネットに関して、知識を持っておられない方というのは、やはりかなりの数がおられると思います。そういった方々に最初からきちっとこういうものなんですよということを説明して、そしてインターネットを接続するんだということで加入促進をしておりますので、その説明不足があったんじゃないかなというのは考えられることだと思います。キャンセルが数件ありました、実際。そのときは、パソコン買ってインターネットでも始めようと思って契約をしたけれども、どうしてももうパソコンを買える状況ではないということでのキャンセルはあっております、数件。

○４番（福永　啓議員）　さっき言ったようなクレームは来ていないんですかね。電話と勘違いしていたとか、全く光ファイバー自体を理解していらっしゃらなかったと。そういう方はいらっしゃらないということなんですか。

○総務課長（野口利昭君）　そうですね、電算係からは、細かなことについての報告はあまり受けておりませんけれども、当初やっぱりいろんな苦情が来ておりました。それに対しては、業者さんと相談しながらきちんと丁寧に対応しろということは言っておりますけれども、いろんな苦情がある中でそういった苦情もあったのかもしれません。そこは私は承知しておりません。

○４番（福永　啓議員）　今から、これもそういう問題なんですね。今後普及を図る上で大きな問題なんですね。きちっとわかるように説明をしていくと。例えば、そういう勘違いをしていらっしゃる、光は光電話が使えるからこれを引きましたとおっしゃっている方にとっては、これは電話料金が月々３倍程度になってしまう、インターネットを使わなければ。光電話を5,775円、これはインターネットの通信料です、プラス315円を払わなければいけない。で、6,000幾らになってしまいます。だけど、光を付けると1,680円が315円になりますよという説明をして受けられたという方の話もお聞きしたことがございます。このように、正しい説明をしていかないと、今後、今から普及を図るに当たって、非常に大きな障害になっていくと思います。ですから、この光ファイバーについて、まず今から、年配の方こそ使っていただかなければならない情報インフラかなと思っておりますので、仕組みについてきちっと理解をしていただくと。それと契約の内容についてきちっとご説明をし

ていただきたいなと思っております。

それと、次、契約の数についてなんですが、先ほど田上議員の質問の際にお教えいただきました地域別の契約のパーセンテージですね。このうち、ブロードバンドゼロの地帯だったところは、どことどことどちらでしょう。

○総務課長（野口利昭君）　先ほど田上議員のときに申し上げましたパーセントですけど、ＡＤＳＬをブロードバンドという考えで申しますと、御船、高木、木倉、小坂、滝尾の一部、これがＡＤＳＬの範囲内かなと。それ以外については、やっぱりブロードバンドとは言えないと。電話回線の配線からということです。そう理解しております。

○４番（福永　啓議員）　世帯数なんですが、ブロードバンド世帯の世帯数及びブロードバンドでは、ＡＤＳＬでは、もう既にブロードバンドが十分速度が期待できる世帯、ブロードバンドゼロではないが、あまり、その速度が期待できない世帯、及びブロードバンドゼロの世帯、それについては何世帯、何世帯、何世帯となっていますでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　ブロードバンド世帯からの乗り換えあたりの質問かと思うんですけれども、そこまでの調査はたしかしていると思うんですけれども、私は今資料を持っておりません。

○４番（福永　啓議員）　これは、結構将来そして検証するためにも、将来の普及を図るにも非常に必要なところだと思うんですね。まず、現在ブロードバンドが十分速度が出る世帯、これが光に乗り換える可能性が非常に低いわけなんですよ。それから、あまり速度が期待できない世帯及び昔ブロードバンドゼロだった世帯、そこに対しては、非常に乗り換え及び新規というのは期待できるところですね。これは市場調査としてこれは当たり前にやらなければならないし、非常に重要な調査だと思っております。

ちなみに、御船町、御船、これで御船校区というのは何世帯になりますか。

○総務課長（野口利昭君）　今、私が持っている資料では、そういった加入世帯に関しての資料は2,180世帯ということで把握して、失礼しました、御船地区は2,180世帯と、そして加入世帯が406ということで、18.5ということです。それで、今、福永議員は断言的にＡＤＳＬ地区は乗り換えは期待できないと、あまり期待できないですか。それが如実に出ているのは御船地区ですね、18.5と。ところが、木倉、高木、小坂というのは平均より上回っているんですよね。ここが、今おっしゃったことと、またちょっと矛盾するところなんですね。そういうことです。

○４番（福永　啓議員）　これは、木倉、高木とかでは、そういう促進の努力がなされたからかなと思っております。一般的、一般論としまして、ＡＤＳＬ、今の現状、ＡＤＳＬと光に対するメリットというのは、先ほど田上議員も言われましたが、それほど使用者にとって違いがあるわけではございません。ですから、そういうものがもともとあるということを、この御船に対しては、それだけのデメリットが、使用促進に対してデメリットがあるということを、何世帯に対してはあるということをきちっと把握して、今後の、そこでも乗り換えていただくためにはという方策が必要なわけなんですね。そういう基礎的知識、基礎的調査なんですよ。山のほうはないわけですから、これしか、ブロードバンドゼロ地域及びそういうＡＤＳＬでも遅い地域、それはもう選択肢が今のところ、現在はこれしかないわけですから、インターネットをしたいとなったらこれしか選択肢はありません。ところが、御船地域ではほかの選択肢が幾つもございます。だったら、より魅力的なものをつくっていかないとそれには乗り換えないわけなんですね。それをきちっと把握して、じゃ、どうしたらいいかということを今後の普及においては探っていかなければならないということなのです。ですからきちっと、ここまでは速度が出ている地域で、ここは難しいなという意識を持ってやっていただけたらなあと思っております。

当初、加入料が無料のサービスを行っていらっしゃいました。そのときに、１枚の商品券とかも配られていたと思うんですが、そういう費用はどこが持つようになっていたんでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　それは九州通信ネットワークさんです。

○４番（福永　啓議員）　キャンペーンの費用は九州ネット、ＱＴネットが全部もっていた。町からの支出はないということでよろしいですかね。はい。

１月31日まで、たしか１万円の商品券が配られていたと思います。そこまでで大体どれぐらいだったかというのは出ていますか。そしてその後工事費無料の期間がございました。それで、何件増えたのか。そしてその後工事費無料も商品券もなくなって一般的な加入になりました。それで何件になったのかと。そのような統計は出されておりますでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　その辺の数値は、今ちょっと把握しておりませんけれども、係では承知しております。

○４番（福永　啓議員）　後ほど、それは教えていただきたいと思います。なぜかといいますと、やはりその数字というのは、今後のためにも非常に重要になってきます。結局本当に

必用としていらっしゃる方、お金を払っても取りたいという方は、なればなるほど後ろのほうに入っていくわけなのですね。その数値に対しては、後ほど教えてもらってよろしいですかね、野口課長。はい。じゃ、すみません。

その後の契約条件なんですが、そのときの契約条件なんですが、最低何年とか、そういう縛りとかはあったんでしょうか、その商品券とか工事費無料キャンペーン中の縛りみたいなものはありましたか。最低何カ月加入しなければ、これを戻さなければいけないとか、そういうのは、キャンペーンはそういう縛りがあったりするんですが。

○総務課長（野口利昭君）　たしか、２年というのがあったと思うんです。２年以上の利用と、光はですね。そう記憶しております。

○４番（福永　啓議員）　２年以上じゃないと、違約金が発生するということですかね。はい。わかりました。

それでは、現在新たに加入するときには、どのような経費がかかりますでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　最寄りの電柱までは来ているということですので、宅配するまでの工事費がかかります。

○４番（福永　啓議員）　たしか４万円でしたかね、世帯当たり今引こうと思っている人は４万円を払って引かなければいけない。ただ、その工事費というのは10万円程度かかるとお聞きしたこともあるんですが、残りの６万円、それはどのように、どのような内訳になっているのでしょうか。それが私の、もしかすると理解の間違いかもしれませんけど、工事費は10万円かかって、６万円が町のほうがもって、４万円が町民負担と、何かそういう感じではなかったかと思うんですが。はい、すみません。

○総務課長（野口利昭君）　その世帯といいますか、工事の条件によって金額はかなり差があると思います。ただ、条例で４万円の負担、当初の条件が４万円としておりますので、それ以外の経費については町がもつということになります。今の福永議員の理解でよろしいと思います。

○４番（福永　啓議員）　そうすると、大体、普通の150メーターとか、その手だったら、10万円工事費がかかるということですね。そして、そのうち、６万円は町負担で、そして４万円が利用者負担。そして、それより、例えば200メーター、300メーターとか長い距離の場合は10万円で済まなくて、もうちょっとかかることがあるのかなと思いますが、その際でも一応条例で４万円と決めてあるから、その残りについては町が負担するということで

よろしいですかね。

○総務課長（野口利昭君）　特別に、利用料金がかかるときには、ちょっと例外的に負担していただくということもあります。

○４番（福永　啓議員）　わかりました。

さっきの質問なんですが、契約１件につき2,000幾らだったですか、町に入ってくるとなっていると思います。ちょっと正確な数字は幾らでしたでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　2,450円だったと思います。

○４番（福永　啓議員）　そのうち、それはいつ、どのような形で、集金はＱＴネットがするわけですよね。いつ、どのような形で町の特別会計に入ってくるのでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　ちょっと調べさせてもらってよろしいでしょうか。

年１回で支払っていただくと。

○４番（福永　啓議員）　年。

○総務課長（野口利昭君）　はい。

○４番（福永　啓議員）　今からずっと、最初に支払ってもらうのは来年の４月とかいう形なんですかね。

○総務課長（野口利昭君）　はい、年度末ということになります。

○４番（福永　啓議員）　来年度末までは、実際幾らＱＴネットから振り込まれるかというのは、確定はしないということですよね。

○総務課長（野口利昭君）　月額ということになっていますので、全体の戸数が変化しますので、それで精算すると年度末か４月ですね、確定してからですから、３月か４月ということになります。

○４番（福永　啓議員）　毎月毎月加入者数を確定させて、そして毎月の金額をこれだけ払いますよというのが、もう数字の上ではちゃんと出ていて、そしてそれを実際に払うのが年度末ということでしょうか。それとも、年度末にすべてを精算して、そういう増減です、そして年度末に一括で払うという契約でしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　すべてを精算して、年度末で払っていただくということです。

○４番（福永　啓議員）　そうしますと、来年の、今年度の年度末にならなければ、果たしてＱＴネットから幾ら入ってくるかという正式な額がきちっとは確定しないという受け取りになりますよね。

○総務課長（野口利昭君）　特別会計の予算書を見ていただければ、説明書も付けていますので、概数でしか予算は立てられませんので、はい、そういうことです。

○４番（福永　啓議員）　電気店や代理店では、ＱＴネットの場合は加入無料ですとか何カ月無料ですとか､そういうキャンペーンが市内では頻繁に行われております｡御船において、それを受けることはできますか。

○総務課長（野口利昭君）　加入の促進という意味では、いろんな方法があると思います。光を利用することによってどんなメリットがあるかと。先ほど、田上議員のときにもちょっと申しましたけれども、高齢者対策のシステムとか、その他いろいろあると思うんですけれども、そういったものをやりながら加入促進は長期的にはしていかなければならないと思っております。それで、短期的には、やっぱり今議員がおっしゃられたようなものをＱＴネットさんと検討しております。いわゆるキャンペーンです。

○４番（福永　啓議員）　現在、一般的代理店で県内のほとんどのＱＴネットの普及している地区においては、よく皆さんご存じだと思うんですが、電気店とかに行くと、パソコンをこれを買えばＱＴネットに入ればこれが100円になりますよですとか､そういうパソコンはよくございますね。そういう一般的な、誰でも受けられるキャンペーンというのが、世の中にはたくさんございます。そういうキャンペーンというのを実は御船町では受けることができないというのはご存じでしたか。

○総務課長（野口利昭君）　一般的な地域での、光が敷設されているところとは、うちの場合は違いますのでできないですね。

○４番（福永　啓議員）　同じように、公設民営、公設公営も含めてなんですが、この事業では、もう、ここにも資料を持ってきているんですが、球磨地域をはじめ、いろんなところでやられております。でもほかのところは、そういう一般的なサービスを受けられるところと受けられないところがあったりするんですね。じゃなぜ御船町は受けられないんですか。そういうほかの、他町村の人たちは受けられるのに、なぜ御船町は受けられないのでしょうか。そこのところが、私はちょっとわからなかったのですが。

○総務課長（野口利昭君）　一般的なという意味がなかなか難しいんですけども、加入促進をする上では、やはり期間をある一定期間を設けてそういうサービスをやっていくということは検討しておりますので、その地域、地域によって、おそらく公設民営にしても料金が多少違ったりとかいうこともありますので、他地域ではやられているところもあるのかな

と思います。

○４番（福永　啓議員）　そこがやはり、ＱＴネットの契約の問題になってくると思うんですね。この契約の際になんですが、やはりこの契約に書かれていますとおり、これは保守管理ですとか、そういう勧誘ですとか、そういうものに関しては、これは町独自が決めるのではなくて、ＱＴネットと一緒になって決めなければいけないという意味になっていると思います。やはり、他町、同じ電気店で、やはり私の知り合いが言われていやだったことというのは、「ＱＴネットに入れば、これは、このパソコンがただになりますよ」とか、「ああ、じゃ御船はＱＴネットだから入ろうかな」と言ったら、「御船は駄目なんですよ」と。「何で同じＱＴネットなのに」と言われるケースが、これは１件ではないわけですね。御船ではそういう一般的キャンペーンが受けられておりません。ですから、そこのところを、ぜひ町としてＱＴネットさんとお話し合いの上、そういうキャンペーンも、御船もかててよという交渉は、これはできないものなのでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　一般的なというところでの、基本的な違いは、公設民営というのは、町の財産なんですよね、光がですね。それを特会で運営していかなければならないという状況の中で、全く同じような形ではちょっと無理かなと。しかし、おっしゃられるように、何とか加入促進をしていくためにはということで、先ほど申しましたような形でのサービスというのは、これからもちょっと努力していきたいとは思っております。

○４番（福永　啓議員）　今、一つ一つ検証作業を私もしているところなんですが、今質問していることはすべてやっぱり将来につながっていくことだと思うんですね。そういうふうに一般的、今みたいに御船はこのキャンペーンは受けられませんよとうたってあります。ほかの公設民営であろうと、ＮＴＴ系のところは受けられますけど、ＱＴネットのところは受けられないとか、非常に差があるわけなんですね。そういうのをきちっと、ほかのところでも受けられるものは御船でもうけられると、契約でこれはできると思いますので、町としてはぜひＱＴネットさんと交渉の上、そういうプロモーション、キャンペーンは町とほかのところと同等に受けられるようにしてほしいと思います。不公正と感じられる町民の方もいるのではないかなと思います。その保守メンテナンスなんですが、先ほどおっしゃいました町負担が１回線の2,450円入ってくると。この料金は、今回の補助金の決まりの中で、これを保守メンテナンスの中に全部入れ込むことすらできるとなっていると思います。現在、どことどのような保守契約を行っているのか、長期的に保守契約を行ってい

るのか、もしくはまたは、故障が起きたときのスポッと契約なのか、これはどのようになっていますでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　契約の名称は御船町情報通信基盤整備事業電走路等に関する保守管理業務という委託契約をＱＴネットさんとしております。

○４番（福永　啓議員）　ＱＴネットと保守管理契約をしていると。その保守管理契約の概要をちょっと説明していただければと思います。概要で結構です。

○総務課長（野口利昭君）　特定保守と定期的な保守という２種類にたしか分かれていたと思います。

○４番（福永　啓議員）　特定保守というのは、どのような事象でしょうか。定期的にある保守というのはどのような､それに対する料金ですとか､そのあたりはどうなっていますか。ざっとでいいですから、わかりやすくご説明お願いいたします。

○総務課長（野口利昭君）　特別保守と、故障修理、大規模工事等、本物件の保守管理に関する全般的な業務ということになっています。

○４番（福永　啓議員）　例えば、私がお聞きしたいのは、線が使っているうちに、これは老朽していきますね。それに対しての保守管理ですとか、そういう費用というのはどうなっていますか。

○総務課長（野口利昭君）　老朽化していくための保守というのはうたい込んでおりません。

○４番（福永　啓議員）　線が切れたり、線が倒れたりとかした場合の保守管理契約を基本的にＱＴネットと結んでいるということですよね。そして、それは定期的保守と特別的というか、特別に実際に何か起こったときのスポットみたいな形でするというところで結んでいるということですね。その保守管理の費用は年間どれぐらいに上りますか。

○総務課長（野口利昭君）　1,940万円です。

○４番（福永　啓議員）　この1,940万円で基本的に例えば補償される部分と補償されない部分を教えてほしいんですが。やはり私を含め町民の皆さんが心配しますのは、実はもう台風がそこまで来ていますね｡そうして､線がバタバタと倒れるということもあると思います。そういう災害時、これは億単位のお金がかかってくると思います。それがどこまでこの保守管理契約で補償されるのでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　大規模な災害については実費がやっぱり生じると。また保険で適用する場合もあるということです。

○４番（福永　啓議員）　その保険というのは、全回もお聞きしましたよね。保険でカバーできる災害とカバーできない災害があるということで、大規模とか大規模ではないということですね。その保守管理をすべて、例えば、今の1,940万円を年々払った。これは例えばそのスポッと的工事費がある。工事費がなしにかかわらず、どういう工事があるにもかかわらず、1,940万円は払うという保守管理契約なわけですね。はい。しかし、それプラススポッと的に、今度は大きい災害ですとか、そのときは、修理するお金が発生するということなんです。今、実は、この補助金の場合は、こういう必要な保守管理、それを全部利用料の中に落とし込むことができますとなっていますよね。ですから、極端な話、本当極端な話なんですが、１件当たり2,450円というのがＱＴネットから来ます。それは全部要らんばいと。その代わりどぎゃんかあったときには、全部おたくでしてくださいという契約も一応補助金の条件上は可能なわけなのですよ。どういう保守、これは今10年ぐらいの契約だと思うんですが、今後、どういう保守管理契約に移行されるつもりか、もしくは何か検討されている保守管理契約がありましたらお知らせください。

○総務課長（野口利昭君）　現在、保守契約しているのは、たしか期間は５年だったということです。

○４番（福永　啓議員）　それでは、その後、やっぱり一番皆さん心配しているのは、野口課長も心配していらっしゃることだと思うのですが、つくったのはいいが、それを維持していく、これに対して非常に経費がかかるのではないかということは、心配していらっしゃるところだと思います。そういう町、今ＱＴネットから2,450円入ってきます。これを本当に減額してでも保障の範囲を大きくするという保守管理契約というのは検討されていますか。

○総務課長（野口利昭君）　特会がスタートしたばかりということで、実際、どれぐらいの経費が必要なのかなというのが、まだなかなか確定が難しいところがあります。この２～３年経験した中でどういう方向がいいのかなということで、やはり保守に関しては考えなくてはならないと思います。ただ、その中でやはり一番大事なことは、利用者増へ向けての努力ということが必要だと思っています。

以上でございます。

○議長（岩田重成議員）　福永議員、ちょっと待ってください。時間的にも大分来ましたので、ここで休息を取りたいと思います。どぎゃんですかね。どれぐらいかかるですか、まだ。

終わらんでしょう。

○４番（福永　啓議員）　あと、そうですね、20分ぐらい、15分か14分ぐらいです。

○議長（岩田重成議員）　それなら、２時まで休息をいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午後０時５７分　休　憩

午後２時００分　再　開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（岩田重成議員）　休息前に引き続き会議を開きます。

その前に、福永議員に申し上げます。一般質問でございますので的確に質問をお願いしたいと思います。

○４番（福永　啓議員）　長くなり、申し訳ございません。続けて質問いたします。

まず、先ほどの続きですが、保守メンテナンス計画、これは光ファイバー網というのは、現在できております。ですから、今後これを活用していかなければならないわけなんですが、その際やはり一番心配の種というのはやはり保守メンテナンスであります。先ほど、午前中にも少し申し上げましたが、ランニングコスト負担に対する考え方、これは交付金構築マニュアルの中にも書いてございますが、ＩＲＵ契約によりランニングコストの全部または一部を反映させた、その企業から受け取るお金に反映させたものとするものも可能と書いてございます。さっき、最後のほうでちょっと申し上げましたが、これは企業に対して2,400幾らか何か、１件につきＱＴネットから受け取るわけなのですが、ぶっちゃけた話、それを全部保守管理、それはもう本当要らんから保守管理、全部あなたのところでやってくださいと、保守管理から維持とか、そういうのも可能といえば可能なんですね、制度上は。ですから、やっぱり一番心配となる今後の保守管理、今５年契約と申されましたが、その後そういう検討をされて、現在されているのかどうか、ということをお聞きしたいということと、さっき、１～２年を見てからとおっしゃっていましたが、結局１～２年を見てからやると、ちょっとわかってくると思うんです。こういうところは、これは、このところにお金がかかるんだな、ここにはかからないんだなと。そうすると契約がやはり有利、不利というのがはっきり分かれてきますので、企業側の立場に立ってみたとき、もうわかっている、不利な契約を受けるということは、これはあまり考えられませんので、そういう面において、今から少しずつ準備を進めて、そういう今後の保守計画を立ててい

ただきたいと思っております。その点について、総務課長、お願い申し上げます。

○総務課長（野口利昭君）　福永議員がおっしゃるとおりだと思います。光というのは、非常にデリケートなもので､やっぱり災害等に弱いというところが多々あると思っております。そのためにきちっと保守を、契約をしてやっていくということで、今後とも、この保守に関しましては､予算上議会で認められてこういう予算を組ませていただきましたけれども、初年度であり、初めての体験ということで、予算どおりの執行ができるならばいいんですけれども、なかなかそれ以外の部分が出てくる可能性もあります。きちっと保守管理をして予算どおりできるように努力をしていきたいとともに、もうちょっと長期的な検討も今後やっていきたいと思います。

以上です。

○４番（福永　啓議員）　ぜひ、長期的な観点からご検討お願いいたします。その際には庁内のみではなく、専門の業者もしくは議員のほうにでも相談していただければ、いろんな意見が出てくるかと思います。私もこの質問をするに際しまして、いろんな話が、いろんな方からお話をお伺いしました。私の知らないところがいっぱいありました。「ああ、こうすればよかった、ああすればよかった」というのがいっぱいありますので、ぜひ町内の方、町内にはいろんな知識を持ってる方がいらっしゃいます。ぜひそういう方を交えて検討をされてください。これはお願いです。

続きまして、先ほど、これは光ファイバーはもうできてしまいました。先ほどは、契約件数をこれから増やさなければならないという話をされていましたが、それと同時に、この光ファイバー網を使って、町の産業振興、これは両輪のようにしなければならないことだと思います。この光ファイバー網を使ってどのような産業振興計画を今現在考えていらっしゃるでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　お答えします。

具体的に、予算化しているもので、農政関係でぜひ農業の振興をしていただくために、ホームページを立ち上げをやって販路を模索するということで、まず、そういった技術を取得していただくための講習、講師等の予算を組んでおります。農業関係ですね。ちょっと、聞こえなかったんですが。販路です。販売の販の路で、販路ですね。そういったもので予算化しているものが１件あります。

また、今後、高齢者支援とか緊急安否確認等も、これは今ちょっと質問と違うかもしれ

ませんけれども、というもののシステムの導入の検討をしているところです。間接的には、やはり企業あたりも誘致企業あたりも光が来ていないとなかなか来てくれないというものも過去経験しておりますので、そういったものも積極的にやっていきたいと思います。

以上です。

○４番（福永　啓議員）　企業誘致なんですが、今なかなか光が来たから企業誘致、企業が来てくれるという状況ではないかなと思っております。それより、非常に、例えば吉無田そのあたりの今までゼロブロードバンド地帯だったところにブロードバンドが来たわけですから、例えば、大都市圏では、インターネットの中のみで商売していらっしゃる個人の方というのはいっぱいいらっしゃるんですね。そういう方たちにとっては、別に東京に住んでいようが大阪に住んでいようが、どこに住んでいようが、必要なものはブロードバンドと、あとは宅急便が定額で来ればいいと。そういう個の事業者、これを環境のいいところに、山の中で、そしてインターネットと向かい合って商売していらっしゃるんですから、場所は全く関係ありません。ネットさえ通っていれば、そういう方は日本国中いっぱいいらっしゃいます。そういう方は、収入というのは高い方、何千万円も上げていらっしゃる方もいらっしゃれば個人で何億円と上げていらっしゃる方もいらっしゃれば、いろんな方がいらっしゃいます。企業誘致のみではなく、今そのような個、双方、スモールオフィス、ホームオフィスと言われているのをネット上で構えていらっしゃるかた、こういう方を御船の有利な環境を生かして誘致するという計画とかお考えとかはありますか。

○総務課長（野口利昭君）　現在、山間地域でもＩＳＤＮでもやっておられる方がいらっしゃったんですよね。今おっしゃるようなことをですね。だから、もちろん、そのためにこの基盤整備を、光の基盤整備をしたわけで、光があれば企業が来るというものではないというもので、それはそうですけれども、それは一つの大きな条件であると考えております。そういった方々は、パソコンで本当に商売を、パソコン１台あれば、ブロードバンドのパソコンがあれば、それで事業ができていくという方々も、やはり今後どんどん増えていくような方向でやっていきたいと思うと同時に、やはり技術的なことを積極的に行政側でやっていく必要もあって、その底上げですよね、その利用の仕方の。そういったものも一緒に考えていきたいと思います。今、議員がおっしゃられたことも当然考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○４番（福永　啓議員）　そのように、今の日本の現状ですね、インターネットを使うわけですので、普及と同時に、今町の答弁の中では最初になかったのですが、そういう個を呼び込む、そのためには提示をしていただいた方には、固定資産税を減免するですとか、いろんなことを、住民税を減免するですとか、そういうことをすれば、これは可能だと思います。そういうのを、そういう施策を今早めにほかの町村に先駆けてやっていかないと、これはそういう事業をやっていらっしゃる方というのは無限大にいらっしゃるわけではありませんし、田舎でもやってもいいなと思っていらっしゃる方は無限大にいらっしゃるわけではありません。そういう可能性がある限り、早急にそのことに検討して、これは町の税収増にもつながります。具体的な検討をお願いいたします。

それと、これが最後になりますが、この光ファイバーのこと全体についてなんです。まず、10年間というぐらいで、多分、日本の通信状態は劇的に変わっていきます。過去を見てみればそういうことですね。今は光は最先端かもしれませんが、のちこれがどのような状況になるのかはわかりません。このように、将来と過去、将来を見渡してちゃんと過去を検証しながら将来を見渡してしていかなければ、８億円を使った、これに対して相当な対価は町は得ることが難しいかなと思っております。今、ぜひ総務課長におかれましては、そういう将来を見据えた10年後、20年後を見据えた広い視野でこのブロードバンド事業に取り組んでいっていただきたいなと思っております。これは、心よりお願いしておきます。

たいへん長くなりましたが、これをもちまして私の質問は終わらせていただきます。